

議員提出第2号議案

大阪広域水道企業団議会会議規則一部改正の件

上記の議案を次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条の規定により提出する。

平成25年2月14日

大阪広域水道企業団議会議長 様

提出者	大阪広域水道企業団議会議員	野村 友昭
		三宅 達也
		小西 一美
		大毛 十一郎
		岸田 厚
		児島 政俊
		前田 敏
		清水 勝
		野々上 愛
		小東 徳行
		野村 生代
		西川 訓史
		川谷 洋史
		丹羽 実
		服部 敏男
		樽井 佳代子
		山本 靖一
		松尾 京子
		麻野 真吾
		秋月 秀夫
		川光 英士
		中尾 広城
		渡辺 裕
		坂本 顕
		諏訪 久義
		貝塚 敏隆
		岡田 初恵
		鈴木 実
		小山 彬夫

## 大阪広域水道企業団議会会議規則一部改正の件

大阪広域水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

大阪広域水道企業団議会規則第 号

大阪広域水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則

大阪広域水道企業団議会会議規則（平成23年大阪広域水道企業団議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(修正の動議) 第16条 修正の動議は、その案をそなえ、 法第115条の3の規定によるものについては 所定の発議者が連署し、その他のもの については2人以上の賛成者とともに連 署して、議長に提出しなければならない。	(修正の動議) 第16条 修正の動議は、その案をそなえ、 法第115条の2の規定によるものについて は所定の発議者が連署し、その他のもの については2人以上の賛成者とともに連 署して、議長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。